平成30年10月31日 号 外 \circ 岡 特 鳥 定 獣 近猟具使用禁止に 山 **【** 告 目 県 区 期 山域の 間 公 示 】 次 \mathcal{O} 指 更 定 新 報 行 IJ 自 畄 然 担 Ш 環 当 境 課 課 (室) 目 次 担 当 課 (室)

岡山県告示第五百六十五号

間を更新 保護及び管理並 更新及び区域 更新及び 区域 の表示の変更) 書の規定に びに狩猟の適正化 変更) 及び で告示し 同年岡 平成二十年岡 に関する法律 山県告示第五百十 鳥獣保護区に 山県告示第五 (平成十四年法律第八 一号 五百十号 0 (鳥獣保護

平成三十年十月三十一

木

太

区域 宇甘溪鳥獸保護

起点 道高梁御津線に至り、 谷線に至り、 て起点に至る線に囲ま て樅木谷里道に至り、 に至り、 建部線に至り、 賀郡吉備 同河 同 同林道を南西進して加茂山国有林管理歩道に至り、 -央町下 川左岸を北西進し 般国道を東進 れた 同主要地方道を北 町道を東進 加茂地内に 同里道を南進し して町道下 区域 お て市 て町道大藤線に至り、 東進し 町界に至り、 て林道樅木線に至り、 加茂御所線に至 町道大下線と一般国道四 て町道大下線 同市 町界を北東進 同町道を南進 至り 同林道を南西進し 同町道を東進 同管理歩道を南東進 八四号との て主要地方 7

平成三十年十 一月 日 カ 平成 日まで

兀 鳥獣保護区の保護に 関する指

県民局農林 とお 水産事業部森林 は省略 企 その書類を岡 備え置 山県環境文化部自 て縦覧に供する。) び

木倉鳥獣

区域

和気 郡 和 気 お い 東詰を起点として、 同堤体を南西進

同 至り、 して農道に至 四五番地 堤体西詰 ノ 段 同 と同 に至 町道を南 七 九二番地 一七四七番地 東進し 稜線を西 同農道を南東進し \mathcal{O} て起点に至る線に囲まれた一 境界に至り、 進 \bigcirc 境界に至り、 て旧佐伯 て水路に至り 同 境界を南東進 町 界に至 同境界を南 同 東進 円 水路を南 同町界を北東進し て里道に至 て字大平一 東進 七 同 四七番

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

民局農林 (「次のとおり」 水産事業部森林企画 は省略 [課及び その書類を岡山県環境文化部自然環境課、 地域森林課に に備え置 て縦覧に供する。) 山県備前県

一名称

酒津鳥獣保護区

二区域

に至り、 まれた一円の 道祐安三十号線に至り、 津県道踏切) 市道十二号線を経由 **倉敷市酒津** 同用水路を東進 区域 . 地 内 を起点として、 にお て市道青江三号線に至り、 同市道を南西進し て、 て 新池 主要地方道倉敷清音線とJ JR伯備線を北西進して に至り、 て市道祐安三号線、 カン 同市道を経由 田地内に V 市道祐安十三号線及び 山道を南東進し て起点に至る線に囲 お \mathcal{O} 1 て (伯備線酒 て市

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

県 民局農林 とお 水産事業部森林企 は省略 画 その書類を岡 に備え置 山県環境文化部自然環 て縦覧に供する。) び

名称

向山鳥獣保護区

区域

区域

起点 囲まれた一円の て市道二日市有城二号線に至り **倉敷市東町地内にお** て主要地方道倉敷玉野線 司 区域 般県道を東進し 主要地方道倉敷玉野線と一般県道倉敷飽浦線との て市道二日市有城一号線に至り、 同 市道を南進して市道新田天城線に至 同主要地方道を北西進し 同市道を南東進し

平成三十年十一月一 日から平成四十年十月三十一 日まで

兀 鳥獣保護区 の保護に 関する指針

のとおりとする。

県民局農林水産事業部森林企 (「次の) とおり」は省略 一画課に その書類を岡 開え置 山県環境文化部自然環境課及び て縦覧に供する。)

健康の森鳥獣保護区

新見市西方、 新見市 神郷 及び 新見市哲多町大野にまたが

て整備する区域全域

平成三十年十 一月 日 から平成四 日まで

兀 鳥獣保護区の保護に 関する指針

のとおりとする。

民局農林水産事業部森林 「次のとお *y* は省略 企画 [課及び その書類を岡山県環境文化部自然環境課、 部新見地 は備え置 V 畄 山県備中県

神庭の 滝自然公園鳥

区域

真庭市神庭、 竹原及び星山 地内におい て、 三地区の交点にある神庭の滝を起点とし

同所 カン ら稜線を東進し て竹原三六七 \mathcal{O} \mathcal{O} 番地及び三六九 \mathcal{O}

庭六 点に至る線に 九 $_{\mathcal{O}}$ 地及び 地及 の境界に至り、 四二の二番地と同六四三の五 同交点から稜線を南進し 山線に至り、 \mathcal{O} び三七六 六四六の 囲まれ 三七七番地及び三七九番地 \mathcal{O} 地及び三七九番地 交点に至り \mathcal{O} 同林道を南進 同交点から稜線を南進して竹原三六三番地、 四番地 た 同境界を北西進し 番地 円 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 区域 て一 筆界未定地の 交点に至り、 同交点から稜線を南西進して竹原三六六番地、 $_{\mathcal{O}}$ 交点に至り、 般県道神庭滝線に至り、 て竹原三八七の 星山 六四三の六番地、 同 交点に至り、 交点に至り、 交点から稜線を南進 との 同 境界に至り 交点から稜線を南 番地と三九 同 同 交点 六四 交点 同 三六七の二番地及び三 兀 から稜線を西南進し 般県道を北西進し 一の三番地 から稜線を南進し 境界を北東進し て竹原三六六 西進 \mathcal{O} 六四六 交点に至

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

民 八 局 農林 (「次の 水産事業部森林 とお ŋ は省略 企画 その書類を岡 及 び 部真庭地 山県環境文化部自然環境課、 地域森林 に備え置 V T 縦 覧に供する。)

名称

櫃ヶ仙鳥獣保護区

二 区域

たが 並び 五 番地まで、 六六五の六〇番地、 \mathcal{O} 真庭市仲 で る日津 一六六五の 一六六五の五二番地から一六六五 の二番地及び二の 仙 国有林 禾津、 一番地、 一六六五 个全域並 本庄及び 六六五 一六六五 \mathcal{O} 一一二番地、 び の一〇三番地 見明戸地内におい に見明戸一 番地 の二番地、 \mathcal{O} 旧 三八 六六四 か の五五番地まで、 六六五 5 有 兀 \mathcal{O} 六六五の の二番地及 0) 区域 兀 ケ]八番地 Щ 5 び 頂 六六五)五番地 を中 六六 ら一六六五 しまで、 五. の 五 兀 一六六

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は省略し、 その書類を岡山県環境文化部自然環境課、 岡山県美作県

◎岡山県告示第五百六十六号

第三十五条第一 保護及び管理並 項の規定によ びに狩猟の適正化に関する法律 \mathcal{O} とお 特定猟具使用禁止区域を指定した。 (平成十四年法律第八十

平成三十年十月三十一日

 岡山県知事
 伊原木
 隆
 太

-/ 1

邑上橋特定猟具使用禁止区域(銃

二区域

至る線に囲まれた一 同市道を北進して主要地方道飯井宿線に至り、 道西大寺浜西幸西線に至り、 国道を東進し 九号線に至り、 岡山市東区 線に至り、 て市道西大寺中七 同主要地方道を北西進して主要地方道西大寺山陽線に至り、 て 同市道を北進し 同市道を南進し 般県道服部射越線に至り、 八号線に至り、同市道を北進して市道内 同市道を南進し て、 7 て市道西大寺川口二号線に至り、 般国道二号に至り 般国道二号備前大橋西詰を起点として、 て主要地方道岡山牛窓線永安橋東詰 同一般県道を南進し 同主要地方道を北進して市道一 同主要地方道を南西 同市道を南進し て市道西大寺射越四

三面積

四三〇ヘクター

四 存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

名称

乙子特定猟具使用禁止区域(銃

二 区域

場橋東詰 を起点として、 市 に至り 東区西大寺新地内に 同 河川左岸を南西進して吉井川左岸に至り、 お て吉井川堤防 般県道寒河本庄岡山 別に至り を北進 .線と永江川左岸との 同河川左岸を北進し て

本庄 尚 線に至り 般県道を東進し て起点に至る線に囲まれ 区域

ル

兀

平成三十年十 月 \mathcal{O} 日

禁止に係る特定猟

五

吉井川

区域

般県道金屋国分寺線に 三六号線に至り、 国道 至り、 同 主要地方道を北西進し 詰堤に至り、 市道を南進 原線に至り 般県道を南進 同 して市道T〇 七九号に至 市 市 道を北東進 般県道上横野兼田線 同堤を南進し 同市道を南西 て市道 八六号線に至 り、 お 同主要地方道を北西進して 同市道を南西進 て 一 て市道 至り、 同 般県道西吉田川崎線に至り、 四五 て市道T二一一号線に至り、 般国道を南東進し に至り 司 ŋ て市道T 〇二五号線に 四五号線に至り、 般県道を南進し て市道二〇一九号線に 同市道を西進し 同 〇 四 至り 般県道を北東進 至り、 七号線に至 て市道二〇 同市道を南西 般国道五三号に て主要地方道津山 Ρ て 同市道を北西進 同市道を南 司 兀 般県道金屋国分寺線に至 ○六号線に至り、 り、 同市道を南西進 至り、 般県道を東進し 道を北東進 して市道Q二一 同市道を南 至り、 て市道 0 交点を起点 同市道を西進し して主要地方道津 て市道 て広戸川 一九 同市道を南 至り、 て T

三 面

囲ま

れ

区

ル

兀

平成三十年十 月 日

五. 禁止に係る特定猟具の種類

夙山特定猟具使用禁止区域

至る線に囲まれた一 同市道を北西進し 進して市道建部町桜中田線に至り、 を起点として、 岡山市北区建部町富沢地内におい 同河川右岸を南東進して一般県道宮地鹿瀬線に至り、 て主要地方道建部大井線に至り、 同市道を南西進して市道建部町桜 主要地方道建部大井線と田地子川右岸の交点 同主要地方道を北東進して起点に

兀

ル

五.

禁止に係る特定猟具の種類

平成三十年十一月一

日から平成四十年十月三十一日まで